

親の扶養控除 早見表

扶養控除の金額・扶養親族の所得要件・同居と別居の扱い | 登録不要・無料

令和8年分から、扶養親族の所得要件は「合計所得金額62万円以下」 令和8年度税制改正で扶養親族等の所得要件が改正され、令和8年12月1日に施行、令和8年分以後の所得税に適用(国税庁)。令和7年分は58万円以下。控除額の表は国税庁タックスアンサー No.1180・No.1182「令和8年4月1日現在法令等」のとおり(2026年10月4日確認)。

扶養控除の金額(国税庁 No.1180)

区分	控除額	年齢など(国税庁 専門用語集)
一般の控除対象扶養親族	38万円	控除対象扶養親族(その年12月31日現在16歳以上)のうち、特定扶養親族・老人扶養親族に当たらない人
特定扶養親族	63万円	その年12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満
老人扶養親族(同居老親等以外の者)	48万円	その年12月31日現在の年齢が70歳以上
老人扶養親族(同居老親等)	58万円	老人扶養親族のうち、納税者や配偶者の直系尊属(父母、祖父母など)で、同居を常としている人

年齢はその年12月31日現在。扶養控除は所得控除です(税額がいくら変わるかは計算していません)。老人ホームなどへ入所している場合は、同居を常としているとはいえません(国税庁 専門用語集)。

扶養親族の合計所得金額の要件(国税庁 No.1180 Q9 の表)

年分	合計所得金額	給与所得控除の最低額	給与収入(所得が給与だけの場合)
令和8年分	62万円以下	74万円	136万円以下
令和7年分	58万円以下	65万円	123万円以下
令和6～2年分	48万円以下	55万円	103万円以下

62万円は令和8年12月1日に施行され、令和8年分から適用される金額(国税庁)。給与収入の金額は国税庁の表の金額で、特定支出控除の適用がある場合などは表の金額と異なります。

令和8年分の給与所得控除の最低額74万円は令和8・9年分の金額で、給与所得控除の最低控除額等の特例(租税特別措置法第29条の4)の適用後の給与所得控除額(国税庁「改正のあらまし」)。

国税庁の例(令和8年分):給与収入130万円の場合、給与所得=130万円-74万円=56万円。合計所得金額は62万円以下なので扶養控除を受けられる。

扶養親族に当たるかを確かめる観点(国税庁 No.1180 の4つの要件)

その年の12月31日の現況で、次の4つの要件のすべてに当てはまる人が扶養親族です。

- ☐ (1) 配偶者以外の親族(6親等内の血族・3親等内の姻族)である
- ☐ (2) 納税者と生計を一にしている
- ☐ (3) 年間の合計所得金額が要件以下(上の表)
- ☐ (4) 青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていない、または白色申告者の事業専従者でない

控除対象扶養親族は、扶養親族のうちその年12月31日現在16歳以上の人。当てはまるかどうかの判定は、税務署か税理士へ。

同居・別居・施設入所の扱い(国税庁の説明)

- 病気の治療で入院:期間が結果として1年以上と長期でも、同居老親等の「同居」に該当するものとして取り扱って差し支えない(No.1180・質疑応答事例)。
- 老人ホームなどへ入所:その老人ホームが居所となり、同居しているとはいえない(No.1180・質疑応答事例)。
- 離れて暮らす親に仕送り:「生計を一にする」は必ずしも同居を要件としない。常に生活費・療養費等の送金が行われている場合などは「生計を一にする」ものとして取り扱われる(No.1180 Q1・Q3)。
- 兄弟で仕送り:扶養控除の対象にできるのは兄弟のうちだれか1人だけ(No.1180 Q5)。

親の扶養控除 早見表

年金と合計所得金額・申告書の入手先・確認メモ欄

ふれあいの丘
生前整理支援センター
2 / 2

最終的な判断は、税務署か税理士へ。この早見表は国税庁の説明を紹介するもので、親が扶養親族に当たるかの判定や税額の計算はしていません。健康保険の被扶養者は、税金の扶養控除とは別の基準です。加入している健康保険(勤務先の健康保険組合・協会けんぽなど)に確認してください。

年金だけの親の合計所得金額の考え方(国税庁の説明)

- 公的年金等は、年金の収入金額から公的年金等控除額を差し引いて所得金額を計算する。具体的には年齢の区分と公的年金等の収入金額の合計額に応じた計算式を使う(No.1600。速算表は国税庁のページで確認)。
- 扶養親族に当たるかを判定する合計所得金額には、非課税とされる所得の金額は含まれない。遺族厚生年金や遺族基礎年金などは非課税所得(No.1180 Q6)。
- 申告分離課税の所得がある場合は、その所得金額(長(短)期譲渡所得については特別控除前の金額)も合計所得金額に加算する(専門用語集)。親が土地や建物を売った年は、税務署か税理士に確認を。

年末調整・確定申告の書類の入手先(様式は国税庁のページから)

- 会社員など(年末調整):「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を勤務先へ提出。記載内容に異動があったときは、異動の日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに提出。様式と記載例は 国税庁「A2-1 給与所得者の扶養控除等の(異動)申告」。
- 令和8年度改正で新たに扶養に入れる場合:「異動月日及び事由」欄に「令和8年12月1日 改正」などと記載(国税庁 令和8年度税制改正Q&A Q2-1)。
- 確定申告:国税庁「確定申告書等作成コーナー」で作成・提出できる。申告書と手引きは「確定申告書等の様式・手引き等」。
- 年金を受け取っている人が扶養する場合:「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」は国税庁「A2-6」。改正で新たに要件を満たす親族の扶養控除等は、原則として確定申告が必要(令和8年度税制改正Q&A)。
- 住民税:住民税に関する事項は最寄りの市区町村に確認(国税庁 A2-1 の案内)。

確認メモ欄(相談の前に書き出しておく)

親の氏名・続柄	
その年12月31日現在の年齢	歳(老人扶養親族は70歳以上)
住まい	☐ 同居 ☐ 別居(仕送りあり) ☐ 入院中 ☐ 老人ホーム等に入所
親の収入の種類	☐ 公的年金 ☐ 遺族厚生年金・遺族基礎年金(非課税) ☐ 給与 ☐ 不動産の売却・賃貸 ☐ その他
収入の資料の保管場所	(年金の源泉徴収票など)
送金の記録の保管場所	(振込票・書留の写しなど)
ほかに扶養している家族	(兄弟で仕送りしている場合は、だれが対象にするか)
相談先・相談日	☐ 税務署 ☐ 税理士 ☐ 勤務先(年末調整) 年 月 日
メモ	

出典(2026年10月4日確認・国税庁)

- 国税庁 タックスアンサー No.1180「扶養控除」<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1180.htm>
- 国税庁 No.1180 QAリンク(Q1 生計を一にする・Q3 地方に住む両親・Q5 兄弟で扶養・Q6 遺族厚生年金・Q9 所得要件)https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1180_qa.htm
- 国税庁 タックスアンサー No.1182「高齢者を扶養している人が受けられる配偶者控除や扶養控除」<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1182.htm>
- 国税庁 タックスアンサー「専門用語集」<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/yogo/senmon.htm>
- 国税庁 質疑応答事例「同居」の範囲(長期間入院している場合)」<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shotoku/05/32.htm>
- 国税庁「令和8年度税制改正(所得税の基礎控除の引上げ等関係)Q&A」(令和8年5月)<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2026kiso/pdf/0026005-024.pdf>
- 国税庁「令和8年4月 源泉所得税の改正のあらまし」<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/2026kaisei.pdf>
- 国税庁「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について」<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>
- 国税庁 タックスアンサー No.1600「公的年金等の課税関係」<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1600.htm>